

佐世保市監査委員公表第17号

フォローアップ監査に係る措置について

随時監査（フォローアップ監査）の結果について措置を講じた旨の通知があったので、佐世保市監査委員監査基準第18条第1項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和8年4月20日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐 輔
佐世保市監査委員 赤 瀬 隆 彦
佐世保市監査委員 井 上 友 子



文化スポーツ部 分

7 文 第 4 4 4 号
令和 8 年 3 月 3 1 日

佐世保市監査委員 宮崎 祐輔 様
佐世保市監査委員 赤瀬 隆彦 様
佐世保市監査委員 井上 友子 様

佐世保市長 宮島 大典



監査結果に対する措置について（通知）

令和 8 年 1 月 2 7 日付、佐世保市監査委員報告第 2 9 号で提出された監査結果報告
について、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

以 上

佐世保市監査事務局
令和 8 年 4 月 1 6 日
第 号

措置通知書

文化スポーツ部 スポーツ振興課

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>① 雑入の調定において、佐世保市事務処理規程第7条第6号で「…税外収入（条例、規則等で確定しているものを除く。）の徴収…に関すること。」は部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁を受けていないものがあつた。</p>	<p>担当者は佐世保市情報公開条例施行規則別表（第17条関係）「電磁的記録に複写したもの（写しの作成に要する額＝実費）」に掲載されていることから、規則で確定しているものに該当すると誤認しておりました。実費額については、CD-R購入価格と同額としています。</p> <p>ご指摘後、令和7年12月5日に部長決裁を取り直しました。なお、雑入は「いくら徴収するか」の判断に、個別の事情や裁量が介入する余地があるため、組織としてより高い役職（部長級）の承認が必要である、との考えを令和8年1月19日に部内にて共有しました。</p> <p>決裁者（管理職）は、電子決裁における決裁区分が事務処理規程に適合しているかを必ず確認します。（電子決裁システムにて、「決裁者確認」→「決裁ルート確認」を必ず確認する）</p>
<p>2. 支出事務</p> <p>① 出張命令伺において、佐世保市事務処理規程第7条第3号で「次長職及び課長職の出張命令に関すること。」は、部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の命令を受けていないものがあつた。</p>	<p>担当者の電子決裁起案時の決裁区分の設定誤り及び決裁者（管理職）の確認漏れが原因です。</p> <p>ご指摘後、決裁区分を変更し、令和7年12月5日に部長決裁を受けました。なお、電子決裁起案時に専決区分の再確認を行うよう令和7年12月5日に課内へ周知を行いました。</p> <p>決裁者（管理職）は、電子決裁における決裁区分が事務処理規程に適合しているかを必ず確認します。（電子決裁システムにて、「決裁者確認」→「決裁ルート確認」を必ず確認する）</p>

措置通知書

文化スポーツ部 スポーツ振興課

報告を受けた事項	措置状況
<p>③ 佐世保市財務規則第178条（同規則第165条の規定を準用）後段ただし書の要件に該当しないにもかかわらず、同条で規定されている予定価格を記載した書面の作成を省略していた。</p>	<p>設計書を作成する際、業者見積額を「一式」として転記するに留まり、単価等に基づく具体的な積算（設計金額の算定）がなされていないため、『設計金額を定めている』とは言い難い状態にありました。しかし、それが適正な予定価格の設定であると誤認し、財務規則第178条（準用第165条）に基づく予定価格調書の作成を不要と判断してしまったことによります。</p> <p>担当者および決裁者（管理職）で財務規則を再確認しました。</p> <p>今後は事務処理前にスケジュール、作業内容の確認を決裁者（管理職）と行い、複数人の管理下で事務処理を進めるよう徹底します。</p>
<p>④ 指定管理者に対し、情報の取扱いに関する従事者等報告書を提出するよう協定書等（個人情報及び業務情報の取扱いに関する特記事項）で定めているにもかかわらず、提出させていなかった。</p>	<p>前任者が「業務開始日までに」提出させなければならぬという認識がなかったということと、管理職の確認不足が原因です。</p> <p>ご指摘後、指定管理者に対し、令和7年12月9日に未提出分の報告書を速やかに提出するよう依頼し、令和7年12月23日時点で全て指定管理者提出済みです。</p> <p>指定管理者には今後提出漏れがないよう提出時期については説明を行っております。また、課内でも事務処理前にスケジュール、作業内容の確認を決裁者（管理職）と行い、複数人の管理下で事務処理を進めるよう徹底します。</p>

措置通知書

文化スポーツ部 スポーツ振興課

報告を受けた事項	措置状況
<p>4. 財産管理事務</p> <p>① 佐世保市文書規程第18条で「…契約…指令…に関する起案文書は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。ただし、常例的なもので総務課長が審査対象外に指定したものは、この限りでない。」と規定されているにもかかわらず、審査対象外指定文書の一部を変更している契約及び指令に関する起案文書について、総務課長の審査を受けていなかった。</p>	<p>例年使用している契約書及び指令書であったため、細かく（一文字ずつ）審査対象外で指定される様式の確認を怠ったことが原因です。</p> <p>対象の契約及び指令については、総務課の指導に基づき、令和8年3月19日付で総務課長へ報告書を提出し、内容の審査を完了しております。</p> <p>審査対象外指定文書の契約書及び指令書を用いる際は、担当者が内容に適合した最新の指定文書を確認・選択することを徹底し、加工せずそのまま使用するか、内容の修正を行う場合は必ず総務課長審査を受けるかの区分を明確にしたうえで、起案書に『最新の指定文書を採用（または審査を受ける予定）』である旨を記載し、決裁時においても管理職が様式との適合性や修正の有無を直接照合・確認し、起案書内に『適合チェック済み』である旨を明記する運用を徹底します。</p> <p>今後は事務処理前にスケジュール、作業内容の確認を決裁者（管理職）と行い、複数人の管理下で事務処理を進めるよう徹底します</p>